

神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会 共済委員会
福利厚生企画細則

(総則)

共済委員会は、ワーカーズ・コレクティブ共済加入者の福利厚生を円滑に進めるためにこの細則を定める。

(利用の範囲)

- 1) 神奈川 W. Co 連合会に加入し、W. Co 共済に加入している W. Co 及び W. Co 共済加入メンバー
- 2) W. Co 設立準備会が結成され、「W. Co 準備会結成報告書」が W. Co 連合会に提出され理事会で承認された W. Co 準備会及び W. Co 共済加入メンバー

(福利厚生企画行事補助)

- 1) 共済加入単体 W. Co へ年 1 回(ランチも 1 団体とみなす)給付
- 2) 基本補助金額 3,000 円+ (500 円×W. Co 共済加入者数^{*1})
上限 1 万円までの実費補助
- 3) 補助金申し込み W. Co 団体は、事前に企画書の提出、事後の報告書提出をおこなう
- 4) W. Co の事業の研修、有志のみ、食事会のみは対象外

^{*1}W. Co 共済加入者数とは、行事補助申請時のその団体における W. Co 共済加入人数

(健康診断費用補助)

- 1) 共済加入者で、健診自己負担費用がある方、W. Co からの補助があった方に給付
- 2) 一般健診年 1 回 1,000 円を上限に実費、がん検診年 1 回 1,000 円を上限に実費
- 3) 人間ドックの場合は年 1 回 2,000 円を上限に実費
- 4) 脳ドックの場合は年 1 回 2,000 円を上限に実費
- 5) 健康診断費用補助は 1 人年 2,000 円を上限とする
- 6) 業務上義務付けられている検便等は除く

(10年健康祝い金)

- 1) 10 年継続共済加入者で、一度も共済給付申請がない方
- 2) 図書カード 1,000 円分の贈呈
- 3) 年 1 回 6 月に配布する

<例> 2001/7/1~2002/6/1 までに加入し、2012/6/1 現在まで加入し続け
加入から 10 年間一度も申請給付がない方に、2012 年 6 月に贈呈する

(弔慰金)

- 1) W. Co 共済加入者が死亡し、その事由が休業保障対象にならなかった場合
- 2) 給付に際しては委員会で検討したうえで決定する。
- 3) 遺族に、3 万円の給付

(支援金)

- 1) 目的
W. Co 共済加入者の生活、教育、事業、リフレッシュ等を支援するために貸与する
- 2) 支援金貸与対象者
W. Co 共済加入者で、この支援金の連帯保証人になっていない方
- 3) 原資
300 万円を限度とする
- 4) 限度額
1 人 1 回 20 万円を上限とし、返済金が残っていない限り利用できる
- 5) 支援金貸与手数料
支援金額の 2%とする
- 6) 申し込み
所定の「支援金申込書」「支援金貸与契約書」でおこなう
- 7) 連帯保証人
 - ①支援金申込者は、連帯保証人を 1 名たてる (W. Co 共済加入者に限る)
 - ②連帯保証人は、支援金利用者が返済不能になった場合、その返済を引き受ける
 - ③連帯保証人は、この支援金の貸与を受けることはできない
- 8) 支援金の払込
 - ①支援金申込書に不備がない場合、速やかに申込者指定金融機関に振込む
 - ②払込金額は、予め手数料を差し引いた金額とする
 - ③金融機関の払込手数料は、神奈川 W. Co 連合会が負担する
- 9) 返済期間
貸与されてから、1 年以内に返済する
- 10) 返済方法
 - ①最高 12 回の均等返済か、期日指定一括返済とする
 - ②返済金は W. Co 連合会所定の口座に振込み、その手数料は貸与者の負担とする
 - ③返済は、支援金が振り込まれた翌月から開始する (一括返済を除く)
- 11) 報告
共済委員会にて、支援金貸与の共有をおこなう

(細則の改廃)

この細則の改廃は、共済委員会で検討し、理事会で決定する。

2012 年 4 月 25 日制定
2015 年 3 月 31 日改定
2017 年 3 月 27 日改定
2017 年 7 月 25 日改定
2019 年 6 月 25 日改定
2020 年 4 月 1 日改定
2021 年 10 月 29 日改定